

令和6年 春の全国交通安全運動

実施期間 4月6日(土)～4月15日(月)までの10日間

こどもが安全に通行できる 道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

例年、5月から6月にかけて歩行中の児童が被害に遭う交通事故が増加する傾向にあります。通学路や学校付近など、こどもの行動範囲では速度を控えて安全運転を心掛けましょう。また、保護者を始めとする大人が交通ルールを繰り返し指導するとともに、こどもの手本となる行動をしましょう。

歩行者優先意識の徹底と 「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

横断歩行者の保護はドライバーの義務です。信号機のない横断歩道の手前には、横断歩道標識やダイヤモンドが表示されています。横断歩道に近づいたら、歩行者がいなかしっかりと確認し、横断中または横断しようとする歩行者がいた場合は必ず横断歩道の手前で一時停止しましょう。

☆発行☆
佐渡警察署
0259-55-0110

☆作成☆
橋 駐在所
佐々木 公一

自転車・特定小型原動機付自転車利用時の ヘルメット着用と交通ルールの遵守

自転車は『車両』です。自転車安全利用五則を守り、安全に利用しましょう。また、自転車・特定小型原動機付自転車のヘルメット着用が努力義務化されています。ヘルメットは自らの命を守る大切な道具ですので、乗る際は積極的な着用に努めましょう。

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

こんな被害が実際におきています！

【SNS利用による性犯罪被害】

SNSで知り合った相手に、裸の写真を要求されたり、直接会ったところホテルに連れ込まれたりするなどの、性犯罪被害が発生しています。

【痴漢・盗撮】

バス等の公共交通機関に乗っているとき、お店で商品を選んでいるときなど、至るところで痴漢や盗撮の被害が発生しています。被害に遭われた方、被害を目撃した方は、すぐに警察への届出をお願いします。

困ったら相談を！！ #9110(警察相談専用電話)

～ 駐在日記 ～

こんにちは、橋駐在所の佐々木です。早いもので、私が橋に来てから1年が経ちました。

皆様のおかげで、単身赴任の生活にも慣れ、釣りや料理の趣味も出来て充実した生活を続けることができています。

今後も、これまで以上に皆様が安全で安心して暮らせるよう務めていきたいと思っていますので、ご協力お願いいたします。